

## 神戸市ライフパートナー制度について

### 1. 趣旨

「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施する。

### 2. 制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係である二人が、ライフパートナーとして市に対して宣誓を行い、市が受領証及び受領証カードを交付する。

ライフパートナーの具体例は、事実婚の関係にあるカップル、一方若しくは双方が性的マイノリティのカップル等、双方が生活していくうえで、お互い支えあい、欠かすことができない関係と認めあう二人の関係とする。

### 3. 対象者の要件

ライフパートナーの宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 双方が満 18 歳以上であること
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、若しくはライフパートナーの関係を形成していないこと。
- (4) 近親者の関係にないこと。ただし、宣誓しようとする者同士が養子縁組をしている又はしていた場合を除く。

### 4. 宣誓の方法等

宣誓しようとする者は、宣誓書に次に掲げる書類を添えて提出する。

(手続きは福祉局人権推進課で行う予定)

(必要書類)

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 現に婚姻していないことを証明する書類(戸籍抄本又は独身証明書、外国籍の方は婚姻要件具備証明書等)

(本人確認書類)

宣誓しようとする者は、本人を確認するものとして、次のいずれかに該当するものを提示する。

- (1) マイナンバーカード(個人番号カード)
- (2) 旅券(パスポート)
- (3) 運転免許証
- (4) 前各号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格者証であって本人の顔写真が確認できるもの
- (5) その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして、市長が必要と認める書類

※社会生活の中で、日常的に通称名を使用している場合は、通称名で宣誓することも可能。その際は、日常的に使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出する。

## 5. 受領証等の交付

宣誓者が対象者要件を満たしていると認めるときは、宣誓書受領証及び宣誓書受領証カード(携帯用)を交付する。

なお、ライフパートナー制度は、婚姻のような法的効果が生じるものではない。

## 6. 変更の届出等

宣誓者は、宣誓書の記載内容に変更が生じたときは、受領証等及びその変更が確認できる書類を添えて、宣誓内容変更届の提出が必要。

## 7. 記載内容等証明書の交付

宣誓者は、申請により、宣誓書記載内容等証明書の交付を受けることができる。

## 8. 受領証等の返還

宣誓者が次のいずれかに該当するときは、該当したときから宣誓書等を無効とし、受領証返還届を提出し、受領証等の返還が必要

- (1) ライフパートナーの関係が解消されたとき
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 前各号のほか、虚偽の事実が判明したとき

## 9. 受領証等の再交付

宣誓者は、受領証等を紛失し、又は著しく毀損したときは、申請より再交付を受けることができる。

## 10. 市からの定期連絡

宣誓内容に変更がないか等を確認するため、3年ごとに宣誓者に連絡を行う。

## 11. 行政サービスの適用

市営住宅の入居者資格等の行政サービス適用について、関係部局と調整する。

## 12. 根拠規定

「神戸市ライフパートナー制度実施要綱」を制定する。

「人生」をともに歩む お二人を応援します

# 神戸市

# ライフパートナー制度

2023年12月25日（月）宣誓受領証交付開始

宣誓日時のご予約は12月20日（水）から受付（先着順）

神戸市ライフパートナー制度は、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる、または営むことを約した関係であるお二人が、「ライフパートナー」として神戸市に対して宣誓を行い、神戸市が受領証等をお二人に交付するものです。

## ライフパートナーとは

この制度における「ライフパートナー」とは、事実婚や性的マイノリティのカップルなど、互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営む又は営むことを約した関係のことをいいます。

## 制度の目的

ライフパートナーとしての宣誓をされたお二人の思いを尊重し、自分らしく生活されることを応援することを目的としています。

この制度には法的な効力はありませんが、宣誓したお二人に交付される受領証等を提示することによって、行政サービスなどを円滑に利用できる場合があります。

## 宣誓できる方

次の4つの要件をすべて満たすお二人

- 双方とも成年（満18歳）に達していること
- 一方もしくは双方が神戸市内に住所を有しているか、転入を予定していること
- 双方とも婚姻をしておらず、かつ双方とも宣誓者以外の方と事実婚、またはライフパートナーの関係にないこと
- 宣誓者同士が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（近親者）でないこと

## 宣誓の流れ（要予約）

### 宣誓日時の予約（原則1週間前まで）

お二人の氏名、生年月日、住所、連絡先希望する宣誓日時をお知らせください

・Eメール：jinken@office.city.kobe.lg.jp

・電話：078-322-5233（福祉局人権推進課）

電話受付時間：開庁日の8:45~12:00、13:00~17:30

### 必要書類を準備する（宣誓当日まで）

お二人の住民票、戸籍抄本、本人確認書類などの必要書類（詳細はホームページ参照）をご準備ください

### 宣誓書を提出する（宣誓当日）

指定された日時に神戸市役所までお二人でお越しください。宣誓書にご記入いただき、必要書類と併せて提出してください。

### 受領証等を受け取る（原則当日中）

詳しくは  
神戸市ホームページ  
をご覧ください



神戸市 ライフパートナー



(表面)

## ライフパートナー宣誓書

(あて先) 神戸市長

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、  
日常生活において相互に協力しあうことを宣誓し、署名します。

		宣誓日	年 月 日
宣 誓 者	住 所		
	ふりがな		
	氏名又は通称名 (自署)		
	戸籍上の氏名 (通称名使用の場合)		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
	電話番号		
	e-mail		

代 筆 者	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

(裏面)

## ライフパートナー宣誓にあたっての確認書

私たちは、神戸市ライフパートナー制度実施要綱に基づき、以下の内容を確認したうえで、ライフパートナーの宣誓を行います。

(自署)

(自署)

氏名.....

氏名.....

※必ずお二人で確認してください。

確 認 事 項			
要 綱	項 目	回答 (該当するものに「☑」)	
第2条	(関係性) 互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係であること	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第1号	(年齢) 双方が民法(明治29年法律第89条)第4条に定める成年に達していること	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第2号	(住所) 一方若しくは双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
		転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年 月 日.....	
		転入予定者氏名..... 転入予定年月日.....年 月 日.....	
第3条 第3号	(婚姻等の有無) 双方が婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーの関係を形成していないこと	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
第3条 第4号	(近親者でないこと) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係でないこと(宣誓者同士の養子縁組は除く)	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

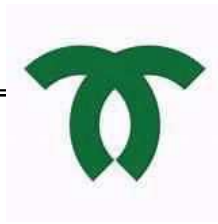
### 《添付書類について》

以下の書類を添付して提出してください。

- ①住民票の写し又は住民票記載事項証明書で発行から3か月以内のもの
- ②本籍地市町村発行の戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)又は独身証明書で発行から3か月以内のもの  
外国籍の方は、在日本大使館等の発行する婚姻要件具備証明書又は独身証明書等で発行から3か月以内のものに日本語翻訳を添付
- ③通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類

### 《本人確認について》

マイナンバーカード(個人番号カード)、旅券(パスポート)、運転免許証などを提示してください。



見本

## ライフパートナー宣誓書受領証

(宣誓者)

(宣誓者)

.....  
( 年 月 日生)

.....  
( 年 月 日生)

住所.....  
.....

住所.....  
.....

宣誓日.....年.....月.....日

交付番号.....

神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。

年 月 日

神戸市長

署名印字

(裏面)

見 本

○戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）

（宣誓者）

（宣誓者）

○再交付年月日等

《注意事項》

○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。

- (1) ライフパートナーの関係を解消したとき
- (2) 一方が死亡したとき
- (3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき
- (4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき

○この受領証を紛失、毀損、汚損などの事情により再交付を希望するときは、「ライフパートナー宣誓書受領証等再交付申請書（様式第7号）」を提出してください。

《受領証等の提示を受けられた方へ》

神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画 2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助けあいながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。

本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。

#### 1. ライフパートナーとは


互いを人生のパートナーとして尊重しあい、日常生活においても対等な立場で継続的な共同生活を営んでいる又は営むことを約した関係をいいます。

#### 2. 宣誓書を受領した際に確認した事項


この受領証は、神戸市長に対して、下記の事項に該当することを確認したうえでライフパートナー宣誓書を提出した二人の者に交付しています。

- (1) 双方が民法(明治29年法律第89条)第4条に定める成年に達していること
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること
- (3) 双方とも婚姻しておらず、かつ、宣誓しようとする相手方以外と事実婚の関係がない、又はライフパートナーを形成していないこと
- (4) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の関係がないこと（宣誓者同士の養子縁組の場合は除く）

(表面)

	ライフパートナー宣誓書受領証カード	<b>見本</b>
神戸市ライフパートナー制度実施要綱の規定に基づき、 ライフパートナー宣誓書を受領したことを証します。		
宣誓者.....	宣誓者.....	
( 年 月 日生)	( 年 月 日生)	
住所.....	住所.....	
宣誓日.....年.....月.....日		
交付番号.....	神戸市長	署名印字

(裏面)

<input type="radio"/> 戸籍上の氏名等 (通称名を使用している場合)	
宣誓者.....	宣誓者.....
<input type="radio"/> 再交付年月日等	<b>見本</b>
《注意事項》	
○次の場合には、ライフパートナー宣誓書受領証等を返還してください。	
(1) ライフパートナーの関係を解消したとき	
(2) 一方が死亡したとき	
(3) 双方が市内に住所を有しなくなったとき	
(4) 前各号のほか、要件に該当しない、若しくは虚偽の事実が判明したとき	
<b>受領証の提示を受けられた方へ</b>	
神戸市では、「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の基本理念に基づき、全ての市民が多様性の理解を広げ、人権を尊重し、互いに関わりあいを持ち、協力することで、助け合いながら暮らしていくことができる社会の実現をめざし、神戸市ライフパートナー制度を実施しています。	
本制度は法的効力を発生させるものではありませんが、受領証の提示を受けられた方は、制度の趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。	
また、本制度を利用していることについて、宣誓者本人の同意なく口外しないでください。	

(備考) 寸法は、縦 54 ミリメートル、横 86 ミリメートルとする。